

# 飲食店における飛沫感染防止対策事業費補助金

## よくあるご質問

令和3年5月26日 策定

令和3年7月27日 改訂

### 【 補助金制度の詳細について 】

#### Q 1. なぜ飲食店だけなのか？

A. 飲食店は、県内における新型コロナウイルス感染症の急所であり、マスクを外す機会が多く、感染リスクが高いことから、飲食店に限定した対策を実施することとしました。

#### Q 2. 消費税が対象外となるのはなぜか？

A. 消費税法上、補助金は非課税となります。消費税を含めて補助対象とした場合、課税事業者が補助金を受け取った後、確定申告等により補助金のうち消費税分が還付されることとなりますが、還付分は県へ返還する必要があります。

一度受け取った補助金を県へ返還するため、全ての課税事業者が手続きを行う必要が出てくることから、今回の補助制度では、あらかじめ消費税を対象外としております。

#### Q 3. パーティションの素材はアクリル樹脂でなければいけないのか？

A. パーティションを設置する最大の目的は、飲食時における飛沫感染を防止することであるため、有効に遮蔽できるものであれば、素材は問いません。

#### Q 4. パーティションを抗菌加工（コーティング）したいが、これに要する費用は補助されるか？

A. 購入したパーティションを新たに加工する場合、その費用は補助対象経費に含まれません。ただし、加工済みの既製品を購入する場合、それが、飛沫感染防止の目的から著しくかけ離れた商品でなければ、購入経費として、補助対象となります。

**Q 5. パーティションへ県の補助を受けていることを表示するための経費は補助されるのか？**

A. 購入したパーティションを新たに加工またはシール等の張付けにより、県補助を受けていることを表示する場合、その経費は対象経費に含まれません。

ただし、パーティションの購入費用中に文字の表示（掘り込み等）が含まれている商品を購入する場合等、明確に購入費と区別できない場合であって、それに係る費用が一般的な価格から著しくかけ離れているものでない場合については、補助対象経費として認めることとします。

**Q 6. アクリル板であれば、どんなものでも良いのか？**

A. 当該補助金は、飛沫感染防止対策のために導入されるアクリル等の購入費を補助するものであるため、アクリル板であっても、飛沫感染対策の用をなさないものについては、補助対象外となります。

**Q 7. アクリル樹脂等の素材を購入し、自分でパーティションを作成した場合は対象となるか？**

A. アクリル樹脂等の素材を購入し、それを申請者自らが加工してパーティションを作成した場合、その素材の購入に係る経費は補助対象となります。

ただし、購入した素材の加工を他者へ発注する場合、その加工に係る費用は補助対象外となります。

**Q 8. 既にパーティションを購入しているが、補助されるのか？**

A. 令和2年5月14日以降に購入したものであれば、購入が証明できるもの（レシートや領収書等）を添付いただければ、補助対象となります。

**Q 9. なぜ令和2年5月14日以降からなのか？**

A. 政府が取りまとめる新型コロナ対策業種別ガイドラインのうち、飲食業関連で最も早期の策定日以降を設定しています。

**Q 1 0. なぜ最初から昨年度分を対象としなかったのか？**

A. 昨年度については遮蔽物の購入も可能な別の補助金制度があったため、今年度の購入分のみを対象としていました。しかしながら、昨年度の購入分も今年度の補助金の対象としてほしいという声が多く寄せられており、より多くの飲食店の皆様にご利用いただけるよう昨年度分まで遡ることといたしました。

**Q 1 1. 本社が県外にある事業者は対象か？**

A. 本社の所在地に関わらず、県内にある飲食店が対象です。

**Q 1 2. 複数店舗を持つ事業者は、全店舗分が交付されるのか？**

A. 県内にある飲食店1店舗ごとに最大5万円を補助します。

**Q 1 3. レシートを廃棄してしまったが、絶対に必要か？**

A. レシートでなくても、購入内容や購入日時、購入金額が証明できる書類であれば、提出いただけます。

提出書類により上記内容を確認できない場合は、補助金をお支払いすることはできませんので、ご了承ください。

**Q 1 4. インターネット購入や通販で購入したものは、レシート等どうなるか？**

A. 納品書や商品の発注画面の写し等と併せて、クレジットカードやキャッシュレス決済明細の写しを送付願います。

**Q 1 5. パーティションは県内企業から購入する必要があるか？**

A. 購入場所、購入企業、購入額、製造企業等に制限はありません。しかしながら、一般的な販売価格から大きくかけ離れた購入金額の商品である場合、補助金を支給できない場合がありますので、ご注意ください。

**Q 1 6. キッチンカーや露店営業の飲食店も対象になるか？**

A. キッチンカーや露店営業の飲食店であっても、机等を設置する場合は対象となります。

**Q 1 7. ホテルや旅館は対象になるのか？**

A. ホテルや旅館であっても、食事会場や部屋食など、飲食の提供を行う場に設置するパーティションであれば、対象となります。

**Q 1 8. 補助を受けるために必要な条件はあるか？**

A. 主な要件とは次のとおりです。

- ・食品衛生法に基づく、飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。
- ・県の「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の交付を取得・掲示していること。
- ・県の「コロナ社会を生き抜く行動指針」を遵守していること。
- ・「業種別ガイドライン」を遵守していること。

**Q 1 9. 補助上限額の5万円で、店内の全テーブルにパーティションを購入できない場合、一部テーブル分だけ購入する場合でも補助されるのか？**

A. 県の「コロナ社会を生き抜く行動指針」に基づき、店内すべての範囲で感染防止対策を講じていただくようお願いしておりますが、店内全てに設置できていないことを理由に、不支給とすることはありません。

しかしながら、感染拡大防止の観点から、店内全ての座席で対策いただきますようお願いいたします。

**Q 2 0. 同一テーブル上のパーティションは、正面だけではなく隣席との間にも設置する必要があるのか？**

A. 飛沫は、座席正面の一方向だけではなく、顔の向きや、声量により距離や方向が変化します。隣席についても感染防止のため、パーティションの設置をお願いします。

ただし、席間隔をあけて着席する場合、その間隔が1 m以上離れていれば、必ずしもパーティションを設置する必要はありません。

**Q 2 1. 横並び時に、1席間隔で座る場合であっても、隣席との間にパーティションを設置する必要があるのか？**

A. 隣席の対策としては、間にパーティションを設置するか、座席の間隔を1 m以上確保いただくようお願いしています。1席間隔をあけて着席する場合、その距離が1 m以上離れていれば、必ずしもパーティションを設置する必要はありません。

**Q 2 2. 座席間隔が1 m以上確保できれば、パーティションを設置しなくて良いのであれば、対面で着席する場合でも、机の長さが1 m以上あれば、パーティションを設置しなくても良いのか？**

A. 人と人が対面になる場所については、感染リスクが隣席よりも非常に高くなるため、1 m以上確保できる場合でもパーティションの設置をお願いいたします。ただし、対面でも2 m以上の距離があれば、必ずしもパーティションを設置する必要はありません。

**Q 2 3. パーティションの高さはどの程度のものなら良いのか？**

A. 国からの指標では、最低限、目を覆う程度の高さ以上のものとされています。しかしながら、身長や座席の高さによってこの目安は異なるため、余裕を持った高さのものを推奨しております。

## 【 申請手続き等の詳細について 】

### Q 2 4 . 申請書類はどこにあるのか？

A. 岐阜県公式ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。また、県事務所の振興防災課（総合庁舎内）のほか、市町村役場において、所定の窓口に備え付けています。

### Q 2 5 . オンラインでの申請は可能か？

A. オンラインでの申請は受け付けていません。

### Q 2 6 . 申請書の提出はどのような方法があるのか？

A. 申請書類の提出は、郵送のみ受付します。提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡が可能な方法でお願いします。

なお、送料不足の場合は返送されます。その結果、提出期限に間に合わなかった場合は、受理できませんのでご注意ください。

### Q 2 7 . 補助金は早く申請しないとなくなるのか？

A. 申請期限内に申請いただいたすべての事業者の方へ、お支払いできるよう予定しています。

### Q 2 8 . 補助金はいつ頃交付されるのか？

A. 申請をいただいてから順次審査を行い、審査が完了したのから交付いたします。審査状況等のお問い合わせについては、お答えしかねますので、ご了承ください。

**Q 2 9 . 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なっても良いか？**

A. 振込口座は必ず申請者名義の口座としてください。法人の場合は当該法人口座に、個人事業者の場合は当該申請者本人の口座に限ります。

**Q 3 0 . 誓約書は自作のものでも良いか？**

A. 必ず様式（別記第4号様式）をご利用ください。

**Q 3 1 通帳の写しはどの部分をコピーすれば良いか？**

A. 金融機関名、口座名義人、口座番号、支店名が記載されているページをコピーいただき、提出してください。

**Q 3 2 . 確定申告書の写しはどの部分をコピーすれば良いか？**

A. 個人事業主の場合は、直近の確定申告書（第一表、第二表）、法人の場合は、直近の法人税申告書別表一（各事業年度の所得に係る申告書）の写しを提出してください。個人事業主の場合は令和元年分又は令和2年分のいずれか、法人の場合は最新の事業年度分を提出してください。また、いずれも、税務署の受付印又は税理士等の証明印があるものを提出してください。

なお、電子申告（e-Tax）で提出した場合は、受信通知の写し（電子申告申請等完了報告書）と申告書（第一表・第二表）の写しの2点を提出してください。

※確定申告書の写しを提出いただく際は、マイナンバー記載欄を黒塗りにしてください。

**Q 3 3 . 税務署に確定申告書を提出したが税務署受付印がない場合はどうすれば良いか？**

A. 県税の納税証明書（税額証明）を提出してください。県税の納税証明書の発行手続きについては、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

**Q 3 4. 新規開業のため決算期や申告時期を迎えておらず、確定申告書の作成を行っていない場合はどうすれば良いか？**

- A. 税務署へ提出した法人設立届、開業届の写しを提出してください。  
なお、税務署の受付印が押印されたものの写しを提出してください。

**Q 3 5. 営業許可証の写しを提出する必要はあるか？**

- A. 有効な飲食店営業許可書または喫茶店営業許可書の写しを提出してください。

**Q 3 6. 1つの営業許可で2店舗を営業している場合、2店舗分の申請を行うことはできるか？**

- A. 1つの営業許可につき1店舗分の申請としているため、1つの営業許可で2店舗分の申請をすることはできません。

**Q 3 7. 本人確認書類としてマイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出して良いか？**

- A. 構いません。ただし、マイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出していただく場合は、表面（写真の面）のみコピーしてください。マイナンバーが記載された裏面のコピーは提出しないでください。

**Q 3 8. 購入した遮蔽物の写真または購入した遮蔽物の設置の様子がわかる写真は、県の補助金を活用していることの表示がわかるように撮影する必要があるか？**

- A. 購入した遮蔽物の写真または購入した遮蔽物の設置の様子がわかる写真のいずれか一方で、県の補助金を活用していることの表示がわかるように撮影し、添付をお願いします。



**Q 3 9 . 補助金は課税対象となるか？**

A. 補助金は事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。

**Q 4 0 . 7月31日以降の申請はどのように行ったらよいか？**

A. 現在、7月31日以降の申請に関する交付要綱及び様式等の詳細について早期公開に向け準備をしているところです。7月の最終週中には、県ホームページ等で公開いたしますので、今しばらくお待ちください。